

いしかわエコデザイン賞 ロゴマーク使用規程

(定義)

いしかわエコデザイン賞ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）は、低炭素（地球温暖化防止）、里山里海保全などの自然共生、資源循環（3R）、環境保全のための情報発信やパートナーシップ（参加・国際的取組）など、持続可能な社会の実現に向けて生み出された、石川発の優れた「製品（モノづくり）」「サービス（コトおこし）」を育むことを目的に創設されたいしかわエコデザイン賞を象徴するものであり、いしかわエコデザイン賞および特別賞の受賞者（いしかわエコデザイン賞等の表彰状に受賞者として記載された企業など。以下「受賞者」という。）、または、その他特別に使用許諾を得た者は、その受賞対象について本規程に基づき、本ロゴマークを使用して広報活動や販売促進活動を展開できます。

(ロゴマークの使用)

受賞者が、本ロゴマークを使用して広報活動や販売促進活動をおこなう場合は、石川県生活環境部温暖化・里山対策室に使用申し込みをおこない、使用承認書を受け取る必要があります。本ロゴマークの使用申し込みは1受賞対象ごとにおこないます。

この申し込みによって受賞者が本ロゴマークを使用できる期間は、使用承認書に記載された使用開始日以降から1年以内とします。期間を超えて継続使用する場合は、再び使用申し込みをおこないます。

受賞者以外の者がロゴマークを使用する場合は、あらかじめ石川県生活環境部温暖化・里山対策室に使用承認を申請し、使用承認書を受け取る必要があります。

なお、具体的な使用方法等については、「いしかわエコデザイン賞ロゴマーク使用ガイドライン」を参照してください。

(ロゴマークの不正使用)

受賞者が受賞対象以外の対象に本ロゴマークを使用した場合、使用承認を得ず無断で使用した場合、生活者の誤解をまねきやすい使用をおこなった場合などは、本ロゴマーク使用の取り消し、停止、あるいは受賞の取り消しなどの措置をとることがあります。

(使用状況の報告)

本ロゴマークを使用している者に対し、その使用状況について報告を求めるものとします。

(附則)

平成24年2月13日 制定
平成26年4月 8日 改正
平成29年4月 1日 改正